

中運自監第83号
中運技保第28号
平成30年4月26日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者（以下、「事業者」という。）は、それぞれ旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、事業者が選任する運転者の状況に応じ、国土交通大臣が認定する適性診断（以下、「適性診断」という。）を受けさせなければならないとされている。

今般、平成29年における中部運輸局管内の事業者に対する監査結果を精査したところ、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が全監査件数の2割を超えることが確認されたこと、また、重大事故を端緒とした監査においては、適性診断が未受診であったとの指摘を受けた監査件数が3割を超えることが確認されたところである。

については、新たに採用した運転者が多いこの時期を捉え、管内の関係事業者団体を通じ、事業者に対して適性診断の適切な受診を徹底するよう指導されたい。

なお、別添のとおり中部霊柩自動車協会会長、管内各運行管理者講習認定機関、管内各適性診断認定機関及び一般財団法人中部貸切バス適正化センター代表理事あて通知したので申し添える。

別 添

中運自監第83号の2
中運技保第28号の2
平成30年4月26日

中部霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記について、別紙のとおり管内運輸支局長あて通達したので了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方よろしくお願いします。

別 添

中運自監第 8 3 号の 3
中運技保第 2 8 号の 3
平成 3 0 年 4 月 2 6 日

運行管理者指導講習認定機関 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記について、別紙のとおり管内運輸支局長あて通達したので了知されるとともに、
運行管理者講習等の際、受講者に対して周知方よろしくお願いします。

別 添

中運自監第 83 号の 4
中運技保第 28 号の 4
平成 30 年 4 月 26 日

適性診断認定機関 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記について、別紙のとおり管内運輸支局長あて通達したので、了知願います。

別 添

中運自監第 83 号の 4
中運技保第 28 号の 4
平成 30 年 4 月 26 日

一般財団法人
中部貸切バス適正化センター 代表理事 殿

国土交通省中部運輸局自動車交通部長

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記について、別紙のとおり管内運輸支局長あて通達したので、了知願います。